



平成 26 年 6 月 20 日

各 位

会 社 名	サッポロホールディングス株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 上條 努
コーポレーション番号	2501
上 場 取 引 所	東証・札証
問 合 せ 先	コーポレートコミュニケーション部長 梅里俊彦
	TEL 03(5423)7407

### 特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、本日開催しました取締役会において、当社連結子会社であるサッポロビール（株）における酒税の自主的な修正申告について決議いたしました。これに伴い、下記のとおり特別損失を計上することとなりますので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 特別損失の発生とその理由

別紙サッポロビール（株）のニュースリリースに記載の通り、同社では、昨年 6 月に発売した「サッポロ 極ZERO（リキュール（発泡性））」の税率適用区分に関連し、国税当局から要請されている資料・データの検証作業を進めておりますが、同社において、国税当局の酒税法に関する法令解釈に沿った形での事実確認にはいまだ至っておりません。

以上の状況及び外部専門家の意見を踏まえ、同社では、財務的な追加負担軽減の観点から自主的に修正申告を行うことといたしました。

なお、同社としましては、「極ZERO」は「リキュール（発泡性）」に該当するものと認識しておりますことから、今後かかる同社の認識を法令上の手続きに則って主張すべく、外部専門家の意見を仰ぎつつ必要な対応を行っていくこととしております。

#### 2. 業績への影響

サッポロビール（株）の本修正申告に伴い、当社では、税率適用区分の修正による酒税納付額の差額（含む延滞税）として見込まれる 116 億円を平成 26 年 12 月期第 2 四半期連結決算において特別損失として計上いたします。

当期連結業績予想に与える影響については、本件以外の要素も含めて精査中であり、今後、修正が必要と判断した場合には、速やかに開示いたします。

なお、当社グループは、本年 2 月 12 日、「サッポログループ中期経営計画 2014 年～2016 年」を発表し、財務目標として、安定配当の継続（配当：1 株当たり 7 円以上）ROE：8%以上（2016

年)を掲げました。本中期経営計画の初年度となる本年は、国内酒類事業の好調、市況の活性化による不動産事業の堅調な進捗等、各事業とも好調に推移しており、順調なスタートを切っております。今後も、当社グループでは、企業価値の向上を一層図り、本目標達成を確実なものとするべく、グループ一丸となり取り組みを進めてまいりたい所存です。

以 上

(参考) 当期連結業績予想(平成26年2月12日公表分)及び前期連結実績

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期利益
当期連結業績予想 (平成26年12月期)	百万円 537,700	百万円 15,000	百万円 13,600	百万円 5,000
前期連結実績 (平成25年12月期)	百万円 509,834	百万円 15,344	百万円 15,130	百万円 9,451

## 酒税の自主的な修正申告に伴う特別損失の計上について

当社は、本日の取締役会において、酒税の自主的な修正申告について下記のとおり決議しましたのでお知らせします。また、これに伴い、平成26年12月期第2四半期決算において特別損失を計上することとなりますので、あわせてお知らせします。

### 記

#### 1. 酒税の自主的な修正申告の概要

本年6月4日に発表しましたとおり、当社は、昨年6月に販売を開始した「サッポロ 極ZERO (リキュール(発泡性))」を、本年5月下旬製造分をもって終売しました。当該商品の終売に至った経緯は、国税当局より、「極ZERO」の税率適用区分に関連し、製造方法に関する情報提供の要請があり、社内において当局の酒税法に関する法令解釈を確認し、これに沿った上で当局から要請されたデータの検証を行う中で、仮に「極ZERO」が「リキュール(発泡性)」に該当しないこととなった場合、多くのお客様、お取引先様にご迷惑をおかけすることになることから、終売の判断に至ったものであります。

その後も国税当局から要請されている資料・データの検証作業を続けておりますが、当社において、国税当局の酒税法に関する法令解釈に沿った形での事実確認には至っておりません。

前述の状況及び外部専門家の意見を踏まえ、当社は、財務的な追加負担軽減の観点から、自主的に修正申告を行うこととしました。

なお、当社は「極ZERO」は「リキュール(発泡性)」に該当するものと認識しており、今後も当社の認識を法令上の手続に則って主張すべく、外部専門家の意見を仰ぎつつ必要な対応を行ってまいります。

#### 2. 特別損失の計上

「極ZERO」の適用税率を「リキュール(発泡性)」から「発泡性酒類の基本税率」として修正申告することにより、116億円の酒税納付額の差額(含む延滞税)が発生する見込みであり、これを平成26年12月期第2四半期決算において特別損失として計上します。

##### 酒税率

リキュール(発泡性) : 80,000円/KL

発泡性酒類基本税率 : 220,000円/KL

以上